備　考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

3　本様式は、第１表は片面印刷とし、それ以外は両面印刷とすること。

4　印刷した本様式は、ホチキス留めせず、用紙の左上をクリップ留めすること。

5　第１表の事業の内容では、当該事業がどのような製品又はサービスを扱っているのか、当該事業がどのように製品を製造又はサービスを提供しているのか、当該事業が扱う製品又はサービスを販売する市場又は顧客の種類はどのようなものか、また、その他事業の内容を説明するに当たり必要と判断される事項等を説明すること。

6　第３表の経済的指標とは、以下のとおり。

売上高とは、事業所で製造された製品、或いは、提供されたサービスが、当該事業所から外部へ販売された際の金額とする。

出荷額とは、工業統計調査における製造品出荷額の定義に従い、売上高より積込料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いたものとする。

費用とは、

①　原材料使用額等（※）

②　売上原価

③　売上原価及び販売費及び一般管理費

のいずれかを、事業ごとに按分したものとする。かかる按分の方法は、申請者が普段行っている管理会計と同じとなるようにすること。

（※）工業統計調査における定義。原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び販売した商品の仕入額であり、消費税額を含む。

付加価値とは、売上高より原材料使用額等を除いたものとする。ただし、付加価値を使うことができるのは、この値が正の値となっている場合に限る。

生産量、出荷量、販売量とは、事業所に係る製品の数量とする。なお、これらの指標の使用は、製品の特性が類似しており、共通単位（トン、個数等）での比較が可能である場合に限り認められる。各指標の詳細な定義は、生産動態統計の定義に従い、以下のとおり。

・生産量とは、事業所が実際に生産（受託生産を含む。）した製品の数量。ただし、仕掛中の半製品は除く。

・出荷量とは、事業所及び同事業所が 契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量。

・販売量とは、出荷量のうち、次の事由に該当するもの。

①　販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

②　販売することを目的として本社、営業所又は中継地などに出荷したもの

③　受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの

④　同一製品を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

経済的指標は全事業所共通の指標を使用すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な事業所は除く。

（以上）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（平成二十九年度に係る賦課金に係る特例に関する経過措置）

第二条　平成二十九年度に係る法第十七条第一項の規定による認定を受けようとする者に対する第二十一条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項中「十一月一日から十一月末日まで」とあるのは「十一月二十一日から十二月十九日まで」と、「前年度の十二月末日まで」とあるのは「前年度の一月末日まで」と、同条第六項中「前年度の二月一日まで」とあるのは「前年度の三月一日まで」とする。

○経済産業省令第九十六号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行に伴う経済産業関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日　経済産業大臣　世耕　弘成

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省令の整理に関する省令

（中小企業信用保険法施行規則の一部改正）

第一条　中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条、第九条、第十条及び第十一条中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十三条第一項」を「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第十八条第一項」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第二号中「流通業務総合効率化法第二条第十一号」を「流通業務総合効率化法第二条第十六号」に改める。

附　則

この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

○国土交通省令第七十一号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第七項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）及び第六条第一項の規定に基づき、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第六条第一項の埋立地を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第六条第一項の埋立地を定める省令の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第六条第一項の埋立地を定める省令（平成十七年国土交通省令第百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則

本則を第四条とし、同条に見出しとして「（法第六条第一項の国土交通省令で定める埋立地）」を付し、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条の前に次の三条を加える。

（道路管理者の意見の聴取）

第一条　国土交通大臣（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十九条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第四条第一項に規定する総合効率化計画の認定の申請があった場合には、法第四条第七項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、期限を指定して、貨物軌道事業を実施する区域を管轄する道路管理者（以下「関係道路管理者」という。）の意見を徴しなければならない。

2　関係道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により意見を求められたときは、期限を指定して、当該地方公共団体の議会の意見を徴しなければならない。

（道路管理者の意見を聴く必要がない場合）

第二条　法第四条第七項ただし書の国土交通省令で定める場合は、法第四条第二項第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の内容に貨物軌道事業が含まれない場合とする。

（総合効率化計画の変更の認定）

第三条　第一条及び前条の規定は、法第五条第一項に規定する総合効率化計画の変更に係る認定の申請があった場合について準用する。

附　則

この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。